

令和6年度特定教育・保育施設等における 集団指導説明会

(1) 指導監査について 認可保育所、認定こども園、新制度移行幼稚園向け

令和6年7月23日
流山市子ども家庭課子ども政策室

1 指導監査の種類について

	認可制度に伴う監査	確認制度に伴う監査
国の根拠法令	児童福祉法	子ども・子育て支援法
各制度の趣旨及び目的	「認可基準」を満たすことで、保育所・小規模保育事業等を開始できる	利用定員を設定し、「確認基準」を満たすことで、公定価格の給付を受けることができる
基準を定めている条例等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例 流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
監査	保育所等が認可基準を満たしているかをチェックします	特定教育・保育施設等が確認基準を満たしているかをチェックします
監査の実施主体	認可保育所・認定こども園・幼稚園 ➡ 県 小規模保育事業所 ➡ 市	認可保育所・認定こども園・新制度移行幼稚園・小規模保育事業所 ➡ 市

1 指導監査の種類について

確認監査の種別

種別	内容	
指導	集団指導	各種基準等の遵守に関して周知徹底を図る必要があると市が認める場合、事業者を一定の場所に集めて講習等の方法により実施。
	実地指導	施設型給付費等の支給対象として市の確認を受けた全ての施設・事業者を対象に、主に運営基準の遵守状況を定期的に確認。
監査	次に該当する場合等、必要に応じ随時実施します。 ①運営基準の著しい違反が確認され、子どもの生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがある場合 ②給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められた場合	

- 特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）については、原則として千葉県が実施する認可制度に基づく施設監査と合同で実施します。
- **特定地域型保育事業（小規模保育事業）については、児童福祉法に基づく指導監査と一体的に実施します。**
- 新制度移行幼稚園については、県の学事課が実施する認可制度に基づく施設監査とは別に実施します。

2 令和6年度からの変更事項

(1) 職員配置基準の改正

職員の配置基準が改正されました（令和6年4月より）

	現行	改正後
3歳児	20人につき1人	<u>15人</u> につき1人
4・5歳児	30人につき1人	<u>25人</u> につき1人

- ①令和6年4月より以下の最低基準が改正（令和6年4月1日）され、満4歳以上児の職員配置基準が30対1から25対1、満3歳以上児の職員配置基準が20対1から15対1となりました。

・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）
・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省令第1号）
・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第2号）

- ②認可保育所、認定こども園の配置基準は国の基準に準じて千葉県が定めています。
千葉県は、今年秋頃に基準条例の改正を予定しています。
- ③職員の配置状況を鑑み、**保育の提供に支障を及ぼすおそれがある時は、当分の間、改正前の配置基準で職員配置を行うことができる**旨の経過措置が設けられています。
（やむを得ず保育士等の配置が困難な場合）
- ④令和7年度以降には、1歳児の配置基準についても改正が予定されています。

2 令和6年度からの変更事項

(2) 重要事項の掲示方法の改正

重要事項の掲示方法が改正されました（令和6年4月より）

現行	改正後
特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示する <u>とともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</u>

重要事項の掲示は、**①②の両方**を実施する必要があります。

①施設内の重要事項の掲示

②インターネット等への重要事項の掲載

※インターネット等への掲載例

- ・園のホームページに掲載
- ・子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）に掲載

3 令和5年度指導監査における主な指摘事項 令和5年度の指導監査実施状況について

実施施設数	監査結果内訳			
	文書指摘	口頭指摘	助言	指摘なし
41	12	34	14	2

文書指摘

流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例に違反する場合（運営管理上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合を含む）が該当します。

➡結果通知後の指定期間内に、改善報告書（改善内容が分かる書類の添付を含む）の提出が必要です。

口頭指摘

流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例以外の法令等に違反する場合があります。

➡改善報告書の提出は求めませんが、次回監査実施時に改善状況を確認します。

助言 施設運営に資するもの（運営の向上を図るもの）を助言とします。

3 令和5年度指導監査における主な指摘事項

(1) 適切な職員の勤務体制の確保

指摘事項例

- ・職員の休憩時、朝・夕などの時間帯によって、配置基準を満たす保育士数を確保していない。
- ・保育士配置数に、施設長や主任保育士専任加算を受けている主任保育士を含んでいる。

① 施設長や主任保育士専任加算を受けている主任保育士（主幹教諭等専任加算を受けている主幹教諭）、休憩中の保育士は、保育士配置数に含むことは出来ません。

- ・保育士の休憩時間を考慮した上で、配置基準を満たす職員配置を行ってください。
- ・施設長は「**常時実際に**その事業所の**運営管理の業務に専従**し、かつ給付費からの給与支出がある者」です。施設長が早番や遅番など必要保育士数の1人として配置されている場合は、施設長の職務に専念しているとは言えません。

（根拠法令）

流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年10月14日条例第23号）
特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（平成28年8月23日雇児発0823第1号通知）

認可保育所

【基本分単価】

- 施設長 1人
- 保育士
 - ✓ 4歳以上児30人につき1人、3歳児20人につき1人、1、2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人
 - ✓ 利用定員90人以下の施設については1人を加配
 - ✓ 保育標準時間認定を受ける子どもを受け入れる施設については1人を加配
 - ✓ 上記の定数に加えて非常勤保育士を配置
- 事務職員 非常勤事務職員（所長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は配置は不要）
- 調理員等 利用定員40人以下の施設は1人、41人以上150人以下の施設は2人、151人以上の施設は3人（うち1人は非常勤）



【加算】

主任保育士専任加算

認定こども園

【基本分単価】

- 園長 1人
- 保育教諭等
 - ✓ 4歳以上児30人につき1人、3歳児20人につき1人、1、2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人
（注）主幹保育教諭等2人を配置するための費用が含まれている。
 - ✓ 2・3号の利用定員90人以下の施設については1人を加配
 - ✓ 主幹保育教諭等を専任化させるための代替要員を2人加配
 - ✓ 保育標準時間認定を受ける子どもを受け入れる施設については1人を加配
- 事務職員 1人及び非常勤事務職員（園長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は配置は不要）
- 調理員等 2・3号の利用定員40人以下の施設は1人、41人以上150人以下の施設は2人、151人以上の施設は3人（うち1人は非常勤）



【加算】

主幹教諭等専任加算

幼稚園

【基本分単価】

- 園長 1人
- 幼稚園教諭
 - i. 4歳以上児30人につき1人、3歳児20人につき1人
 - ii. 利用定員36人以上300人以下の施設については1人を加配
- 事務職員 1人及び非常勤事務職員（園長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は配置は不要）

これらの加算等は、主任保育士、主幹保育教諭及び主幹教諭がクラス担当や学級担任から離れて、指導計画の立案や地域の子育て支援活動等に専任できるようにするものですので、主任保育士や主幹教諭等がクラス担当や学級担任等を兼務することは適当ではありません。

3 令和5年度指導監査における主な指摘事項

(1) 適切な職員の勤務体制の確保

②朝夕などの児童が少ない時間帯において、保育士の配置基準により算定される必要配置数が1人となる場合でも、2人以上配置してください。

配置可能な組み合わせは下記のとおり。

職員①	職員②	適否
常勤保育士（保育士資格）	常勤保育士（保育士資格）	○
常勤保育士（保育士資格）	非常勤保育士（保育士資格）	○
非常勤保育士（保育士資格）	非常勤保育士（保育士資格）	×
常勤保育士（保育士資格）	みなし保育士（子育て支援員・幼稚園教諭等）	○
常勤保育士（保育士資格）	保育補助（無資格）	×

（根拠法令・通知）

流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年10月14日条例第24号）

保育所等における保育士配置に係る特例について（平成28年2月18日雇児発0218第2号）

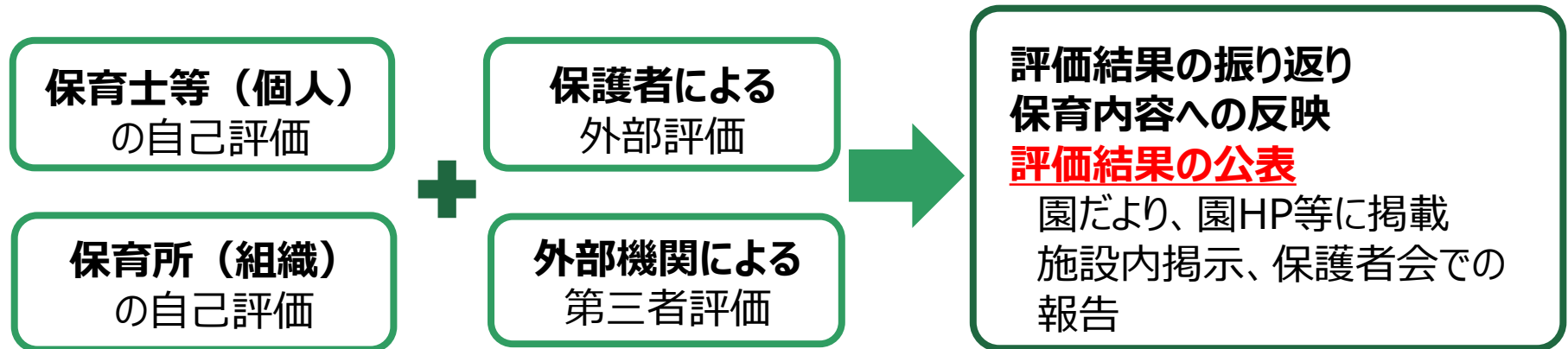
保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて（令和3年3月19日子発0319第1号）

3 令和5年度指導監査における主な指摘事項

(2) 自己評価・外部評価の実施

指摘事項例

- ・自己評価や第三者評価を実施していない。
- ・外部評価のうち、保護者アンケートのみ実施しており、第三者評価を実施していない。
- ・実施しているが、その結果を公表していない。



自己評価に関する詳細は「保育所における自己評価ガイドライン」（こども家庭庁(厚生労働省))をご確認ください。

第三者評価の実施を予定・検討されている場合は、公定価格の加算の他に、市保育課から上限30万円まで補助を実施しています。詳細は保育課にお問い合わせください。

(根拠法令)

流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年10月14日条例第24号）

保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）

3 令和5年度指導監査における主な指摘事項

(3) 運営規定の記載事項

指摘事項例

・運営規定に本来記載すべき内容が記載されていない。

①施設・事業の目的及び運営の方針	⑦特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びにその利用に当たっての留意事項
②提供する教育・保育の内容	⑧緊急時等における対応方法
③職員の職種、員数及び職務の内容 ※「保育士 ○人以上※入所児童数に応じて、認可基準上必要な保育士を常に配置する」といった記載も可。実態に即した記載内容にしてください。	⑨非常災害対策
④特定教育・保育の提供を行う日（1号認定子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。）及び時間並びにその提供を行わない日	⑩虐待の防止のための措置に関する事項
⑤教育・保育給付認定保護者から支払を受ける利用者負担額等の種類、支払を求める理由及びその額	⑪前各号に定めるもののほか、特定教育・保育施設の運営に関する重要事項
⑥特定教育・保育施設の種別に応じた小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員	

（根拠法令）

流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年10月14日条例第23号）

3 令和5年度指導監査における主な指摘事項

(3) 運営規定、重要事項説明書の記載事項

運営規定は園を運営するための決まりごと、重要事項説明書は利用者が園を利用するに当たっての決まりごとを記載した重要な書類です。以下をチェックしてください。

- ① **運営規定と重要事項説明書（入園のしおり）の内容が、同じになっていますか。**
- ② **職員数が実態と合っていますか。配置していない職員が記載されていませんか。**
(例：配置していない看護師の情報を記載していた。)
- ③ **誤った情報、古い情報が記載されたままになっていませんか。**
(例：違う園の情報を記載していた。実施していない第三者評価について記載していた。)
- ④ **保護者から徴収する費用（実費徴収・上乗せ徴収）について、すべての徴収内容（どのような目的で徴収するのか、金額はいくらか）を記載していますか。**
(例：運営規定と重要事項説明書、入園のしおりに記載している徴収費用の内容がバラバラ。)
- ⑤ **重要事項説明書に苦情受付窓口や第三者委員の名前と連絡先を記載していますか。**
利用者等が適切に苦情受付窓口や第三者委員に連絡できるように情報提供する必要があります。

(根拠法令)

流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年10月14日条例第24号）

流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年10月14日条例第23号）

3 令和5年度指導監査における主な指摘事項

(4) 実費徴収と上乗せ徴収

指摘事項例

- ・徴収目的や品目、金額が明記されていない。
- ・費用徴収に際して、保護者に対し十分な説明を行っていない。
- ・施設の備品として使用するものを実費徴収している。

	品目	金額
①	遠足代	随時
②	災害用備蓄品	●●円
③	絵本	●●円
④	教材費	●●円

- ① 「随時」では具体的な金額が分かりません。**金額を明記してください。**金額が変動する場合は、目安となる金額を記載してください。
- ② 災害用の備蓄品は**施設備品**となるため、**保護者から徴収出来ません。**公定価格上の施設機能強化推進費加算を活用し購入可能です。
- ③ 絵本代は個人用なら徴収可能です。**施設備品に該当する場合は徴収できません。**
- ④ 「教材費」では具体的な品目が分かりません。**具体的な品目名を記載してください。**

3 令和5年度指導監査における主な指摘事項

(4) 実費徴収と上乗せ徴収

- ①保護者から徴収する費用について、運営規定及び重要事項説明書に**全て**記載してください。
- ②徴収する**品目・理由・金額**を具体的に記載してください。
- ③**公定価格で算定されていない費用**について、実費徴収や上乗せ徴収として徴収が可能です。
※公定価格に含まれるもの→保育の実施に際して通常必要なもので、共有で使用するもの
(例：トイレトーパー、ハンドソープ、ボックスティッシュ、雑巾など)
- ④認可保育所において、**新たに**上乗せ徴収を行う場合は、**開始する3か月前までに市保育課へ事前協議を行ってください。**

	内容	例
実費徴収	施設の利用において、通常必要とされる経費であって、保護者に負担させることが適当と認められる費用。 重要事項説明書と併せて、費用の徴収について保護者から同意を得てください。	①日用品、文房具その他の保育に必要な物品購入費用（教材費、制服、卒園アルバムなど） ②行事参加費用（運動会、遠足等） ③食事費用（3歳以上児の食材料料費等） ④施設に通う際に必要な費用（通園バス費等）
上乗せ徴収	保育施設の質の向上を図る上で特に必要であると考えられる費用。 重要事項説明書の同意とは別に、上乗せ徴収について保護者に対し文書による同意 を得る必要があります。	原則として、 対象年齢児全員参加 の付加的な学習費用（英語学習など）、公定価格上の基準を超えた職員の配置など。 ※ 希望者を対象とした、コアタイム以外に実施する習い事 は上乗せ徴収に該当しません。

4 虐待等の不適切な保育について

不適切な保育とは（国のガイドライン上の定義）

①虐待	身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待に該当する行為
②虐待等	①の虐待に加えてこどもの心身に有害な影響を与える行為を含んだ行為
③不適切な保育	②の虐待等と疑われる事案（不適切な保育、行き過ぎた指導）
④「望ましくない」と考えられる関わり	こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられる関わり

施設職員による不適切な保育の疑いや心配がある場合は、

流山市保育課にご連絡ください。（窓口、メール、電話で受け付けています。）

（電話：04-7150-6024）

※入所児童のうち**家庭での虐待等が疑われる場合**は子ども家庭課内の虐待・DV防止対策室（04-7158-4144）にご連絡ください。

（参考資料）
保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（令和5年5月子ども家庭庁）

4 虐待等の不適切な保育について

こんな保育環境になっていませんか？

①職員間のコミュニケーションや情報共有がうまくできていない。

- 職員間のコミュニケーションや情報共有がうまくできておらず、そうした背景から不適切保育や事故につながってしまうケースがあります。
- また、保育中に何か困りごとがあった時に、その職員が抱え込まずに、他の職員にヘルプを求めることができるような環境づくりが非常に大切です。

②保育室が、他の職員の目の届かない閉鎖空間になってしまっている。

- 特定の職員 1 名だけではなく、他の職員が保育の様子を見ることが出来るような環境になっていますか。

③こどもの人権・人格を尊重せずに、保育を実施している。（こどもにとってどうなのか）

- こどもの人権や人格を尊重した保育が実施できていますか。
- 職員や施設単位で、日々の保育実践における振り返りを行っていますか。
- こどもの人権、人格を尊重する保育について研修等を行っていますか。
- 職員がこどもに接する際に、過度な身体接触や虐待等が疑われる事案は起きてませんか。

5 保育中の事故について

園外活動中の事故が増えています！！ 以下の点に注意しましょう

いつ	チェックポイント
事前に	・目的地や目的地までの移動ルートの危険個所を事前に確認していますか？ 公園の死角や危険個所を把握してますか。（公園の場所や遊具の把握だけでは足りません。）目的地までの移動ルート上の危険個所をマップにまとめて、職員間で共有できていますか。行き慣れない場所へ向かうときは、事前に移動ルートや目的地の下見をしていますか。 ・園外活動に関するマニュアルを作成し、職員間で共有していますか？ 職員によって気を付ける点がバラバラになっていませんか。これまでの慣習で行うのではなく、明確にマニュアル化ができていますか。 ・園外活動時の職員の配置人数は適正ですか？ こどもの人数や年齢、目的地の状況に応じて、適切な職員人数で園外活動へ出かけていますか。
出発前	・外出時の連絡手段を事前に確認していますか？ 外出中のどの職員に連絡がとれるかわかるようにしていますか。外出先で何かあった時に、園側がいつでも連絡が取れる体制ができていますか。 ・いつ、どのクラスが外出しているか、園内で共有していますか？
外出時	・園外活動時の点呼は適切に行っていますか？ だれが、どのタイミングで点呼を行うか定めていますか。出発時、到着時、活動中、現地出発時、帰園時など、複数回に渡って点呼を行っていますか。特に、施設からの出発時（エントランスから外に出るタイミング）や、公園などでの活動中が注意すべきタイミングです。

5 保育中の事故について

全国的に午睡中や食事中の死亡事故が発生しています。
改めて、事故発生防止に向けた取り組みを確認してください。

指摘事項例

- ・午睡中の保育室が暗い。
- ・ヒヤリハットの記録が極端に少ない。（年に数件程度しか記録がない。）
- ・事故が発生したときの対応フローやマニュアルの内容が不十分である。

- ①午睡中は**こどもの顔の表情が観察できるくらい**に部屋の明るさを保つ必要があります。
- ②日ごろからヒヤリハット事例を把握することで、事故防止につながります。また、職員が事例を報告しやすくするような工夫が必要です。
（例：様式が複雑で報告しにくかったものを改善した。
紙ベースの報告だと手間がかかるため、タブレットから報告・集計ができるようにした）
- ③対応フローをあらかじめ定め、それを元に日ごろから研修や訓練を行ってください。
- ④対応フローやマニュアルの内容が**園の実情に合ったものかどうか**確認してください。
- ⑤特に、**園長が不在の時に想定した動き**もあらかじめ確認してください。

5 保育中の事故について

指摘事項例

- ・事故報告書の内容がいつ、だれが、どのような対応をしたのか記録できていない。発生した内容に対する改善策、その後の経過が記録されていない。
- ・ヒヤリハットや事故報告書を記録しているが、取り溜めるだけで、事例の傾向把握や職員間の共有を行っていない。

- ①事故発生時から保護者への連絡、医療機関への受診状況、その後のこどもの経過状況について、**時系列がわかるように**記録してください。
- ②事故が発生した際は、それに対する**改善策を講じ、その後改善策がどのように実践できているか**、その経過も記録してください。
- ③どのような事故が多いのか、施設のどの場所で事故が多い（起きそう）なのか、どの時間帯、どの時期が多いのか、という傾向を把握することが大切です。
- ④事故発生防止委員会を組織し、職員間で共有してください。（職員会議の一環で開催可）
- ⑤職員会議でヒヤリハットや事故事例を共有したり、マニュアルの読み合わせ（見直し）をすることが意識づけに繋がります。

6 保育士等の職員の大量退職について

全国的に、保育士等の職員の大量退職が発生しています。本市でも、複数の施設において、職員が大量に退職する状況が起きています。

①職員間で安心して業務に従事できる環境は整えられていますか。

- 職員間でのコミュニケーションが図られていますか。保育に必要な備品や遊具などの整備・充実には、職員の意見が反映され、こどものための保育を展開する保育環境が整えられる必要があります。
- 法人等と現場の職員との意見交換の場や、法人と対話する場を設けることも大切です。

②保育の質の向上を図るためには、人材の育成が必要不可欠です。

- 内部の研修及び外部の研修にも積極的に参加し、各地域の子育てに関わる様々な関係機関と連携を構築することは保育の質の向上につながります。
- 経験の浅い職員の育成については、研修などを活用し実践力をつけていくなど、研修体制を保育所運営の中に位置づけるとともに、職員に適した自己啓発への努力を支えることが望まれます。

7 令和6年度監査スケジュールについて

- ① 認可保育所、認定こども園については、千葉県（松戸健康福祉センター）が実施する指導監査と合同で順次実施予定です。
- ② 新制度移行幼稚園については、個別に実施予定です。監査実施日のおおよそ1か月前に実施通知を送付します。

